

國際自動車交通問題雜考

~~~~~限部氏の御講演に寄す~~~~~

清朋彥

先づ第一に道路標識の國際的統一と云ふテーマを選ぶ。



最近歸朝された東大の隈部博士は向ふで國際自動車旅行をされた、そしてその興味深い御經驗談或ひは外國の交通制度に關しては既に交通取締當局者の會合に於て或は自動車クラブの例會に於て度々御講演があつた。

エンデニアとしての研究視察のスケジュールなるにも拘らず、自動車交通關係諸制度に對してまであれほど有意義なる御調査を齎された事は全く敬服に耐えぬ次第である。然しその根底をなす條約に關しては全く觸れて居られなかつた。そこで私は隈部氏が推奨されて居られる所の各

博士はインター・ナショナルの道路標識制度に準じて制定されたドイツの道路標識圖を各方面に御紹介された。

此のドイツの道路標識制度の基礎をなして居るインター・ナショナルの制度が道路標識の世界的統一と云ふ理想のものに如何に合理的に考案されて居り且つ如何に新時代の自動車交通にうまく適合して居るかと云ふ事を力説したい。

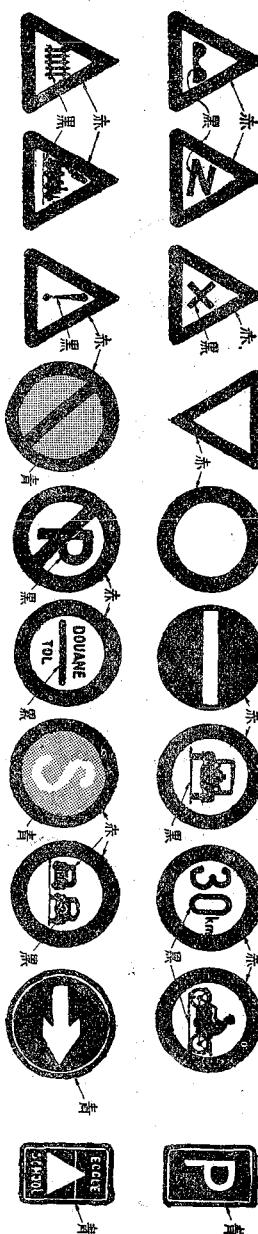
此の制度は一九三一年三月卅日にジュネーブにて締結された道路標識統一條約の内容をなすものであるが是は各國の理想的な諸制度を國際自動車法規に従つて體系づけて見たいと思ふ。

ものであるので其の簡単にして明瞭且つ合理的にして系統立てつて居ること將に理想的の一語に盡くる。

その著しい特徴を指摘すれば標識の判別を容易ならしむるために形體、種類、色彩を標準として全標識を三種類に分類し、一、危険標識九種類（凹凸路、急曲路、交叉路、

發動機車輛通行禁止、重量制限、五噸以上の自動車通行禁止、速力制限、停止禁止、駐車禁止、強制方向指示、税關事務所附近停止）に就いては其の形體はすべて之を圓形に限定して彩色は主色として赤を用ふべき事を定め、次に三

指示標識五種類（駐車場、徐行、急救施設、地方名識別、



遮断機付踏切、遮断機なし踏切、其他全般の危険を示す標識、危険指示代用標識、優先通行標識）は其の形態をすべて三角形に限り、彩色は主として黒色を用ふべき事

位置指示標識）に關しては其の形態はすべて之を長方形とすべき事を定めたのである。

を定め、次に二、禁止標識十二種類（諸車通行禁止、一方交通、自動車通行禁止、モーターサイクル通行禁止、各種

註 1. 右三系統の道路標識の中、第一の危険標識に關する所のものは一九二六年四月廿四日締結の自動車交通パリ條約第九條『危険標識』を其の儘採用したもの也。

2-採色に關しては詳細なる規定あれど此處には省略す。

以上の様な次第で斯る標識の彩色、型體、寸法に關しても皆一定範圍の拘束規定を以つて統一して居るのであるからして單に國內に採用して理想的なるばかりか外國モータリストに對しても非常なる便宜を提供する所にして國際觀光事業促進の建前にも一致する次第である。

現在此の條約を批准する國々は昨年四月十九日現在として伊太利、オランダ、スペイン、フランス、スイス、モナコ、ボーランド、ポルトガル、蘭領印度、スリナメ、キュラソーの十一ヶ所に及び尙、其他の國々は多くは其の各々の國情に照合して本條約の取捨選擇又は追加の自由を留保するの必要から批准を保留して本條約の生命とする所の系統、型體、彩色の長を採用する所のものが非常に多い。

隈部氏の圖示されたドイツの標識制度も明かに後者に屬すべき所のものであつた。

さて、我國をぶりかへつて見るに我國の現行標識制度は大正十一年十一月の内務省令、道路警戒標及道路方向標に

關する件が原則法規を示して居るのであるが之は最早現在の自動車交通事情に照合し、又將來の情勢に適合せしむるに不備の點多く且つ、禁止標識各種に關して的確なる規定を缺き其の國內に於ける採用の状況を見ても中央取締令としての權威は次第に失はれつつある様な有様である。

之に關しては内務省當局に於ても改正の意志は充分にあるとの事、この國際道路標識制度に對しても相當の御考慮を望むところである。

○

さて道路標識はこれで打切り次のテーマに移る、即ち通關許可證 (トリップチック Triptyque) 及び通關手帳 (カルネ、ドゥ、パツサージュ、アン、ドゥアヌ Carnet de passages en douanes) の制度である。

隈部氏はチエツコスロバキア入國に際して始めてトリップチックなるものの存在とその便宜を發見されたとの事、このトリップチックの制度とはに附隨して更に重要な通

關手帳の制度は是非とも將來我國に於ても考慮さるべき問題ではないかと思はれるのである。

これは自動車の通關手續の簡易化、延ひては自動車の

國際交通促進の一助ともなりオリムピックを控へて海外モーターリスト誘引の不可缺の要素となるばかりでなく平時於ける海外自動車觀光客（主として在支外人）誘致の諸便宜を供與する事にもなるからである。

トリップチック制度の目的は乗車入國の際に於ける通關手續の簡易化を目的としたものであつて隣接二國間の双務的協約に依りて一時入國自動車並みに搭載品の關稅供託を免除する所のものである。然し此のトリップチック制度は唯單に接續單一國にのみ適用さるべきものにすぎない。

然らば數ヶ國乃至は數十ヶ國を通過せんとする場合換言すれば國際運轉せんとする場合には如何にすべきかと云ふ問題が起る。

此の問題はこれから述べんとする通關手帳の制度を以つ

て解決する事が出来る。即ち通關手帳は通過せんと欲する全ての國々のトリップチックを一冊にまとめた手帳と考へれば一番明瞭である。

歐米各國には國家の一公共機關としての權威をもつ所の自動車クラブ乃至は協會が何處の國にも在つて是等の國家公認のクラブが一大國際同盟を形成して自動車の國際問題を研究討議して居るのであるが右に述べた通關手帳、トリップチックの諸制度や次に述べやふとする國際運轉免許證、國際自動車證明書其他の諸制度も皆此の國際同盟（之は通稱A—A C Rと呼ばれて居る所の公認自動車クラブ國際協會の事である）を通じて其の圓滑なる運用が確保されて居る次第である。

さて、最後に國際運轉免許證、及び國際自動車證明書に關して述べる、この二つの書類に關しては隈部氏も自動車の國際旅行必携書類として詳細にその必要性を説かれた。

私は此の書類が我國に何故採用され居らないか、又如

何なる効果、如何なる性質を有するかと云ふことを國際法との立場からのべたい。

此の二つの制度は一九二六年四月廿四日パリに於て締結したる自動車交通國際條約の第四條及び第七條に規定する所であるが此の會議には我國からも遞信省事務官長岡氏、パリ日本大使館書記官水野氏がデレゲーションとして出席して居るのであるが會議の議事録を通覽しても何等發言されて居られないし遞信省、外務省にも正式報告書は提出されて居らない。

要するに我國の當局者の考へとしては我國の地理的環境から國際自動車交通と云ふ事に對して重きを置かなかつたと云へるのである。従つて本條約の調印も留保してある事勿論である。

夫はさてをき以上二つの書類は然らば如何なる効力を持つかと云ふと前者即ち國際運轉免許證の方は操縦者の資格を國際的に統一するにあるからして各國の運轉免狀の延長されて國際的に認められたるものと見て良いので

ある。即ち本證書を所持する海外モータリストに對しては運轉技術の再試験を要求せぬ事を協定したる條約であるのである。

後者即ち國際自動車證明書の方は國際公道上を通行せんとする自動車の車體の構造規格を國際的に或一定範圍内に統一せしめんとする所のものであつて各國の車體検査證の延長されて國際的に認められたものと考へて良いのである。即ち本證書を所持する外國モータリストに對しては車輛規格構造の再検査を無條件に免除する事を定めた協定である。

斯る制度の採用が如何に合理的なものであり且便利なるものであるかは此處に説明を要するまでもない。

斯る制度を採用する事は我國の國際自動車旅行者取扱件數から見た場合尙早の感なきにしもあるずであるがさりとていつまで採用しないで置く事は尙面白くない。

一つの國際義務觀念に立ち、又他方大國日本の衿度を示す上からも斯る國際便宜上の諸制度は進んで採用されん事

を切望してやまない。

又考へ様に依つては斯る制度の採用に依つて當然増大するであらう海外モーターリストとの接觸は我國の觀光事業促進と云ふ見地からしても又道路の改良擴張、自動車工業の刺戟、又他方自動車國防の充實、產業の開發と云ふ切實な問題の解決に對しても必ずや好影響を齎すものなる事を信じて疑はないのである。是はトリップチック制度、通關手帳制度に對しても同様であり殊に道路標識制度等に對しては尙更緊要なる事と考へられるのである。

國際自動車問題として我々が考慮しなければならない問題は以上の三點をもつて盡くるものではない。  
自動車競争への參加、外國自動車課稅制度に關する條約、自動車製造技術者の國際的協調、國家公認の自動車クラブ設立、並みに國際的連絡、道路技術者のより一層の團結、等々頗る廣範圍に亘る。  
是等の諸問題は此處に保留して隈部氏の力説された要旨三點に就いて所見を述べた。  
幸ひに關係各方面も隈部博士の御意見に對しては非常な賛意を示されて居る由、此の好機を逸する事なく徹底的に善處されん事を望んで已まぬ。(一九三六年五月十三日)

## 高知縣道路愛護協會の發會

岸 田 正 一

近年に至る迄鐵道の施設に取り残されて居た本縣は、自然道路の普及について力を注ぎ、保全改良にも相當見るべきものがあり、外來客は口を揃へて激賞するし、縣民とし

ても一つの誇りとして居たのであるが、輓近自動車の交通頓に繁劇を加へ、路面の損傷甚しきものあり、之が修理改善には夥しい経費を要しつゝある現状にある。